

平成26年第4回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

平成26年12月8日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 5号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の制定について

議案第 6号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の制定について

議案第 7号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の制定について

議案第 4号 砂川市オートスポーツランド条例の制定について

議案第 8号 砂川市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の
制定について

議案第 9号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定につい
て

議案第10号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第 3号 平成26年度砂川市病院事業会計補正予算

散会宣告

○出席委員（12名）

委員長 小 黒 弘 君

委 員 一ノ瀬 弘 昭 君

増 井 浩 一 君

多比良 和 伸 君

北 谷 文 夫 君

沢 田 広 志 君

副委員長 増 山 裕 司 君

委 員 飯 澤 明 彦 君

水 島 美喜子 君

土 田 政 己 君

尾 崎 静 夫 君

辻 勲 君

（議 長 東 英 男）

○欠席委員（0名）

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長	善岡雅文
砂川市監査委員	奥山昭

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長	角丸誠一
総務部長兼会計管理	湯浅克己
総務課長	安田貢
市長公室課長	福士勇治
政策調整課長	熊崎弘一
政策調整課副審議監	為国修一
税務課長	峯田興生
会計課長	福井哲
市民部長	高橋豊人
市民生活課長	東正史
社会福祉課長兼子ども通園センター所長	近藤恭一
介護福祉課長兼ふれあいセンター所長	中村久
経済部長	佐藤進
経済部審議監	田伏清巳
商工労働観光課長	河原希之也
農政課長	小林哲信
建設部長	古木繁己
建設部技監	山梨政宏
土木課長	荒木政武
建築住宅課長	佐藤武秀
建築住宅課副審議監	金丸和
病院事務局長	氏家実彦
管理課長	洪谷和
管理課副審議監	洪谷正裕
経営企画課長	佐々木二博
医事課長	朝日紀
地域医療連携課長	山田基
診療情報課長	山川和弘

- 附属看護専門学校副審議監 細 川 仁
3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者
- 教 育 長 井 上 克 也
- 教 育 次 長 和 泉 肇
- 兼スポーツ振興課長
- 学 務 課 長 大 西 俊 光
- 社 会 教 育 課 長
- 兼公民館長 山 下 克 己
- 兼図書館長
- 学校給食センター所長 橘 加 奈 子
4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者
- 監 査 事 務 局 局 長 中 出 利 明
5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者
- 選挙管理委員会事務局長 湯 浅 克 己
- 選挙管理委員会事務局次長 安 田 貢
6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者
- 農 業 委 員 会 事 務 局 長 佐 藤 進
- 農 業 委 員 会 事 務 局 次 長 小 林 哲 也
7. 本委員会の事務に従事する者
- 事 務 局 局 長 河 端 一 寿
- 事 務 局 次 長 高 橋 伸 二
- 事 務 局 主 幹 佐々木 純 人 美
- 事 務 局 係 長 杉 村 有 美

開会 午後 1時53分

◎開会宣告

○議長 東 英男君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 東 英男君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名します。

予算審査特別委員長には小黒弘委員、同副委員長には増山裕司委員を指名します。

休憩 午後 1時53分

〔委員長 小黒 弘君 着席〕

再開 午後 1時54分

○委員長 小黒 弘君 ここでお諮りします。

本日の委員会に村上新一氏から委員会傍聴の申し出がありました。このことについて許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会傍聴を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時54分

◎開議宣告

○委員長 小黒 弘君 直ちに議事に入ります。

○委員長 小黒 弘君 本委員会に付託されました議案第5号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第6号

砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第7号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第4号 砂川市オートスポーツランド条例の制定について、議案第8号

砂川市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第3号 平成26年度砂川市病院事業会計補正予算の10件を一括議題とし

ます。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて歳入の順で行い、次に特別会計の歳入歳出、事業会計の収入、支出を一括審査する方法を進めたいと思います。このことについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第5号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

土田政己委員。

○土田政己委員 それでは、確認も含めて質疑をさせていただきたいと思うのですが、先ほどの部長の提案説明では、影響はなしというふうに言われたのですが、実は広報すなわちこの内容が書かれておまして、新制度で何が変わるのというのが書いてあるのですが、これを読めば、全ての子育て家庭を支援するため子育て支援事業を充実していきます、保育所や幼稚園などを利用するには市の認定が必要になります、保育料は保護者の所得に応じて決まりますというふうになっているから、ここが変わるのではないかなというふうに市民の皆さんはこれで理解するのではないかと思うのですが、これは全くこのところは変わらないのか、さっきの説明との関係で具体的に聞かせていただきたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 平成27年4月から子ども・子育て支援新制度に移行することになりまして、その中で保育所、幼稚園を利用する場合に申請する流れということで、このたびの広報のほうにお示しをさせていただきました。これまでも保育所を利用される場合は、保護者の方から利用申請をいただいた中で、保育を必要とする、保育に欠ける理由等を確認した上で利用していただいているところでございます。今回の新制度では、今ほど委員さんのほうからお話がありましたように、まずは利用していただくに当たりまして保育の必要性について認定をする必要があるものでございます。簡単に申請手続の流れをご説明させていただきますと、まず最初に、保育所等利用を希望する場合は保護者のほうから市のほうに保育の必要性の認定を申請していただくこととなります。その後市からその必要性の内容を審査し、認定書が交付され、その後保護者のほうから保育所の利用希望の申し込みをされるという形になっております。なお、こちらの保育の必要性の認定申請をする際に、同時に保育所の利用希望を申し込みすることもできるようになっておりますので、申請の仕方といたしましては、従来申請の手続の方法と同様な形で進められることとなっているところでございます。なお、この認定がされ、利用希望の申し込みも受

けた後に、申請者の希望、保育所等の状況により、市が利用する保育所等を利用調整させていただき、最終的に市と契約するというような流れになっているところがございます。また、保育料につきましては、これまでどおり保護者の所得に応じた支払いが基本となっているところがございます。なお、この保育料につきましては、保育に必要な額、新制度では地域型保育という形になりますけれども、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額ということで公定価格が示され、この公定価格をもとに保護者の所得に応じて市町村が保育料を決定するという仕組みになっているところがございます。制度的には、4月からこのような制度で保育所を利用させていただくという流れになるところがございます。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。
○土田政己委員 そこで、お伺いしたいのですが、QアンドAのところでは新しい手続方法は決まり次第、市の広報で連絡しますというふうに書いてあるものだから、皆さんは新しく変わるのかなというふうに理解をしているのですけれども、これは今の話を聞くと、申請方法は基本的に今までと変わらないし、それから保育料金も所得に応じても今までどおり変わらないということなのですね。所得に応じて変わるというものだから、新しい制度になったら保育料金が変わるのではないかというふうに理解している人がいるのです。だから、私今度はどのぐらいの保育料金になるのだろうというような心配をしている方もいるものですから、ここのところを理解する上でもう一度お伺いしたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。
○社会福祉課長 近藤恭史君 今回広報で新制度にかかわる概要についてお知らせをさせていただきました。確かに今回の子育て支援法によりまして、新しい子供の教育、保育の仕組みという形が改正され、制定されましたことから、このように広報でお知らせをさせていただいたところがございますが、保育料につきましては、従来どおり保護者の所得に応じた形で保育料を設定させていただいておりますので、その手続等は変わりませんが、今後年明けに、この制度、申請の仕方等につきましては再度市からお知らせをするという考えを持っているところがございます。また、現在保育所等を利用されている保護者の方にも説明会等を開きながら周知を図っていきたいというふうに考えているところがございます。何か大きく変わるのでないかというような不安を持たれている方もいるかと思いますが、そのようなことのないようにきちっと周知に努めていきたいというふうに考えているところがございます。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。
○土田政己委員 わかりました。先ほども本会議場でほとんど変わりはないのだという部長の説明がありましたけれども、最後に、砂川市できょう関係条例や規則を提案されて決めると広報には書いてあるのですけれども、同時に砂川市子ども・子育て支援事業計画も策定されることになっているのですが、これはいつごろまでできるのか。4月から実施ですから、年度内にはできると思うのですが、いつごろまでできるのかなということについて

てお伺いします。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 支援事業計画のほうにつきましては、今年度、順次内容を検討しながら計画策定事務を進めているところでございますが、27年4月からこの新制度が施行されることとなりますので、年度内に計画を策定するよう今事務を進めているところでございます。遅くとも3月中には計画の内容を決定し、お示ししていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 小黒 弘君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第5号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第6号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第7号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 砂川市オートスポーツランド条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

土田政己委員。

○土田政己委員 それでは、砂川市オートスポーツランド条例について質疑をさせていただきます。

先ほど本会議場での総括質疑もありましたけれども、私はやっぱりこの一番大きな問題が、これは騒音の問題としてあるわけですので、先ほどの市長の答弁を余り僕は、本会議ではよくないのではないかなというふうにも思っているのです。いかに騒音を少なくして市民の皆さんの理解を得るのかというのが私たちの願いでもありますし、そこで先ほどもありましたけれども、今まで測定したのは130から140デシベルぐらいの音だったのを100にすると。そして、ドリフト走行というのですか、それも今までは無制限というか、15台も回ったのを今度は5台に制限されるということで、かなり音が小さくなるのではないかなというふうにも思うのです。ただどのぐらいになるのかというのは私たちも余りよくわからないのですが、市民の皆さんに対して全く騒音がなくなるということではなくて、許容範囲内の音になるのではないかなというふうにも思うわけなのですが、その辺140から100まで下げて、それから今までは無制限に回っていたのを5台にすれば、かなり騒音は低くなるのではないかと考えられるのですが、その辺についてもう一度、もう少し詳しくご答弁いただきたいなというふうに思っています。

○委員長 黒 弘君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 音のお話でございますけれども、現実的に今年度130から140という物すごい音でオートスポーツランドの中で走っていたというのは私どもお聞きしておりまして、今回100とする部分につきましては、まず国の基準で騒音の

規制というのが100デシベルというのがございますので、それに合わせようと。ただ、130、40を100にしてそれでおさまるかというのは、それはちょっとやってみないとわからない部分ありますので、まずは国の基準を参考にして、この規則の中で定めましておとり100デシベル以下ということにさせていただきたいというのがまず考えでございます。

それと、ドリフトです。こちら走行台数につきましても一番ピークで15台が連なって走っておりまして、そのドリフトの走行台数、これについても規制はかけておりませんでしたので、今回5台というふうに明確にしますことによって、数では3分の1程度というふうになりますので、それがドリフトという競技につきましてもどうしても音を鳴らしてしまう競技にはなってしまうのですが、その音の継続性というか、持続性という部分についてはかなり回避されて、台数が少ないという部分もありますので、その辺のところではまずスタート段階で100デシベル以下、連続走行台数5台ということで規制していけば、今の現状の中ではかなり対策は講じられるという考えでございます。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 そこで、これも本当にやってみなければ私ども何も判断ができないので、来年度が、まず1年目がやっぱりその辺で状況をしっかり把握をしていただきたいというふうに思うのです。この条例に従って100デシベルでも、どのぐらいになるのかと、近所の方はそれでもうるさいと言うのかもしれないし。それから5台でだめならもう少し台数を減らすことも考えられると思うので、しっかり来年度に向けて、やっぱり来年度が大事なので、初年度が。その実証の結果を受けて住民の皆さんとも、もしそれでも騒音がうるさいということになればもう一回議論もしなければならぬこともあるのではないかとこのように考えるのですが、その辺についてはどのようにお考えになっているのかお聞きします。

○委員長 小黒 弘君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 指定管理者のほうと連携をして、その利用状況を注視いたしまして、シーズン中にかなり騒音の状況が大ききようであれば、今の100デシベル、さらに5台以下という部分の数字については規制を強める見直しをシーズン中に図ってまいりたいという考えであります。

○土田政己委員 私たちもどのぐらい大きい音なのか、ここで議論してもわからないので、やっぱり初年度が大事なので、その辺ぜひやっていただきたいというふうに思いまして、終わります。

○委員長 小黒 弘君 一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 1点だけお伺いしたいのですけれども、先ほど来、本会議場でも100デシベルというような、マフラーから出るいわゆるエンジン音ということで言われておりましたけれども、これ実際100デシベルかどうかというのをどういうふうな形で調べ

る、あるいは規制をかけていこうとされているのか。そこの大事なところがちょっと答弁ないかなというふうに思うものですから、お教えいただけますか。

○委員長 小黒 弘君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 指定管理者のほうで、利用する方の車両全部ということにはちょっとならないと思いますが、正直見たらわかるというレベルだと私たちは判断しております。その100デシベルを超えそうな車両、疑わしい車両がいた場合には一定の測定の基準がありまして、それにのっとって測定をして、それで確認してから利用していただくというような方法を考えております。

○委員長 小黒 弘君 一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 今ご答弁いただきましたので、実質全車両とはならないかもしれないけれども、それらしいような車両、こういったものをチェックかけて、それに適合しない場合は利用できないし、利用できないということは走ることもしないという部分でまず第1 関門があって、未然に防ごうとしているのだよという理解でいいですか。

○委員長 小黒 弘君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 今おっしゃったとおりでございます。

○委員長 小黒 弘君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号 砂川市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第8号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第9号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

土田政己委員。

○土田政己委員 確認させていただきたいのですが、現行の条例では、出産一時金は39万円を40万4,000円の支給にすると。それから、必要と認めるときは規則で定めるところによって、これを3万円を1万6,000円の上限とするというふうに、こっちのほう下がっているのですね。片一方のほうは39万から40万4,000円というふうに多くなっているのだけれども、これは差し引きしたら同じになるというふうに理解しているのかどうか、この辺の中身についてちょっとお伺いします。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 ただいまのご質問なのですが、この出産費用につきましては帝王切開を除きまして医療保険が適用されないことから、出産費用による被保険者の経済的負担を軽減するためということでございまして、今回、産科医療補償制度を3万円から1万6,000円にまず減額した。出産育児一時金については39万円から40

万4,000円と。これにつきましては、一方で減額をしまして一方で増額はしておりますけれども、この産科医療補償制度の医療機関で出産した場合には42万円で変わることはありません。同じです。

○委員長 小黒 弘君 他にご発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第10号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより補正予算に入ります。議案第1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

それでは、10ページ、第2款総務費、第1項総務管理費について質疑ありませんか。

多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 幾つかを確認させてください。

まず、ふるさと応援寄附金に要する経費ということなのですが、実際の中身の運営の手順というか、流れというのを1回教えてほしいなと思うのですが、例えば応募が来ました。それで、いろんな品物があるのでしょうか、誰が手配をしてどのように発送されているのかというのをちょっと教えていただきたいのですが、

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 ふるさと応援寄附金の事務執行の手順でございますけれども、まずインターネット等での申し込み、寄附の希望を庶務係のほうでパソコンで受理いたします。またはファクスでの申し込み等もございますが、こちらをいわば受け付け台帳をエクセルで管理しておりまして、こちらにデータを入力いたします。現在はクレジット納付が始まりましたが、これまでは郵便振替が主でありましたので、そちらの申し込みいただいた方に庶務係から郵振の用紙をお送りいたします。郵振が最終的に納入になったという会計課からの通知が来ましたら、これについて領収書の発行の準備、そして特産品の発送の準備、これもいずれも総務課のほうで対応しておりますが、納入の確認を終えた後に特産品の発送、そして領収書のあわせての送付という一連の流れで進めてございます。

以上でございます。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 その商品を扱っているところから送っていただくのですか。それとも扱っているところから一度回収して、宛名を書いて送っているというところになるのでしょうか。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 特産品の発送につきましては、総務課のほうで作成しました領収書をそのお店に、事業所にお持ちいたしまして、特産品発送の際に同封いただくという形で、直接の商品は事業所のほうから発送いただいております。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 結構数も多くなって、これからも多くなっていくのであろうということで、かかわる人それぞれの負担というか、そういったものが今後どうなっていくのかなというのがありまして、その辺に関して心配されていることというのは特にないのでしょうか。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 ご指摘のとおり、10月以降非常にお申し込みいただいております。10月、11月と来ておりますが、12月さらに伸びてきている状況もございます。まず、今の段階では総務課の中で対応してございますけれども、今後のさらなる増等の事務量につきましては、例えば一案としては臨時職員の配置等も含めて検討して対応してまいりたいと考えてございます。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 わかりました。

では、もう一つ、スマートインターチェンジの設置、推進に要する経費ということで、横断幕等の作成ということで高速道路の欄干とかというところに、これはよくそういうのが設置されるときにあるような何月何日開通とか、そういうようなことで考えていいのか、それはネクスコさんがやることなのか、砂川でやるのは例えばもうちょっと砂川市をPRするような内容のものなのか、ちょっと内容について教えていただければ。

○委員長 小黒 弘君 政策調整課副審議監。

○政策調整課副審議監 為国修一君 広報活動の内容ですけれども、まず作成は全て砂川市のほうで受け持つということで、地区協議会の中でそういうふうな結論に達しております。それと、あと内容については開通時期がわかったころから取りかかっていたと考えておりますので、平成27年度中開通と、あと正式名称と地区協議会名、これを入れていきたいと思っております。ただ設置のほうは市役所とオアシス館、駅前、サービスエリア内、これは我々でもできるのですけれども、どうしても高速道路上のオーバブリッジの設置ですとか高速道路上の横断歩道、こちらは通行車両がありますので、そちらのほうはそれぞれの道路管理者のほうにお願いするというふうなことで考えております。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 横断幕作成であれなのですからけれども、開通に際して何か市としてイベントを開くとか、そういうふうなことというのはあるのでしょうか。

○委員長 小黒 弘君 政策調整課副審議監。

○政策調整課副審議監 為国修一君 今のところ地区協議会の中ではイベントというのは想定しておりませんが、開通日当日に開通式というのを現地で行いたいというふうに考えているところです。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 それでは、まちづくり推進費の中で、スマートインターチェンジの設置推進に要する経費でのE T C車載器搭載促進補助金ということで50万計上されておまして、もう少し詳しくお伺いをしてみたいと思うのですが、まずE T Cの機械自体を買うに当たって市のほうは補助しましょうといったことかなと思うのですが、まず最初にE T Cの機械自体は自動車関連の販売をしているところになるかと思うのですが、市内の業者、市外の業者、これ全て含めてどこで買ってきてもいいということになるのかどうか、その辺をまず確認させていただきたいと思うのですが、

○委員長 小黒 弘君 政策調整課副審議監。

○政策調整課副審議監 為国修一君 E T Cの設置は、それが認められた事業所だけということになっているそうですので、市内にはそんなに数がないということもありますから、市内と市外全てを対象としていきたいというふうに考えております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 市内、市外全てにおいての形なのかなというふうに答弁をお伺いさせていただきました。

そこで、購入しましたよといったことで、購入された住民の皆さんは手続を含めてどのような形で進めていっていいのか、その辺も聞かせていただきたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 政策調整課副審議監。

○政策調整課副審議監 為国修一君 今のところ補助の対象としたいと考えておりますのは、本体の購入費と、あと本体を車両につけるときの取り付け手数料、それとあとセットアップするときにセットアップ料というのがかかります。この3つの費用を税込みで対象としたいというふうに考えておまして、つけられる方についてはそれぞれE T Cをつけられる工場なりお店に行って、まずその領収書をいただくこと。それとあとセットアップしたときにセットアップ証明書というのが出ますので、こちらの写しも提出願うと。それと加えて車の車検証、こちらの写しも申請書に添付してこちらのほうに申請をいただくというふうな手順で考えております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 手続の仕方についてはわかりました。

そこで、恐らくそれぞれの家庭によっては車を1台持っている方もいれば、2台持って

いる方もいれば、場合によって3台も。ETC自体はたしか、車種というか、車の種類というのかな、大きさだとか、それに合わせて皆さんセットアップというか、形は違うと思うのですけれども、例えば一つの1世帯で車2台ぐらいありましたと。この機会だからETCつけましょうといった方たちも対象となるのか、もしくは1世帯はあくまで1台でお願いしますといったことになっていくのか、この辺の取り扱いがどうなのか聞かせていただきたいのですけれども。

○委員長 小黒 弘君 政策調整課副審議監。

○政策調整課副審議監 為国修一君 砂川のスマートインターチェンジ、多くの方に利用していただきたいと考えておりますので、世帯に限定する、台数を限定するということは考えておりません。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 世帯を限定するとか台数限定ということではないということなので、今回50万円計上と。上限が1台5,000円、単純に考えれば5,000円ですから100台。うれしいことにたくさん設置して、領収書もセットアップも車検証も持って手続に来ましたといった場合に、この50万円の予算がちょっとオーバーしそうだ、もしくはオーバーしてしまったといった場合は、あくまで50万円の話ですから、これで終わってしまうのか、もしくは場合によったら多少ふえてでも取り扱いしましょうといったことになるのか、その考え方聞かせていただきたいのですけれども。

○委員長 小黒 弘君 政策調整課副審議監。

○政策調整課副審議監 為国修一君 26年度、今要求させていただいているのは100台分の50万ですけれども、この制度は時限的な措置として考えておりまして、27年1月1日から28年の3月31日まで、いわゆる27年度中は該当する事業としたいと考えておりますので、もし100台を超えていった部分について事務的に次年度、新年度に回せるというふうのがあれば、そういったことで対応したいというふうに考えております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 大体中身がわかってまいりました。平成27年の1月1日から始まって基本的に平成27年度中に対応していきたいということで、場合によってふえた場合についてはその後考えていきたいというふうな答弁だったのかなと思っております。正直高速道路無料のときには皆さんこぞってETCはつけた部分あるのですけれども、残念ながらそのときにつけないでいた方たち、もしくは1台だけセットして、2台持っている方たちはつけていないとかといった部分はあるかと思っておりますので、いい意味でたくさんつけてもらうことによってスマートインターチェンジを利用してもらえる促進になるのであれば、大いに頑張っていただきたいなというふうに思いますので、中身的には大体わかりましたので、終わりたいというふうに思います。

終わります。

○委員長 小黒 弘君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 小黒 弘君 次に進みます。第4項選挙費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、続いて14ページです。第7款商工費、第1項商工費について質疑ありませんか。

水島美喜子委員。

○水島美喜子委員 商工振興費の中の中小企業等振興補助金という項目があるのですが、先ほどご説明の中で中小企業等振興条例に基づくということで2つ、人材育成と、あと空き店舗のほうでしたでしょうか、2つ出ておりました。その中の中小企業大学校受講料ということがありましたが、そのことをお聞きしたいと思います。それで、企業名が2つ出ておまして、その企業の受講した研修内容のタイトルで結構なのですが、お聞きしたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 まず、先ほども本会議場で北海道三井化学2名ということで申し上げました。その受講コース名ですが、管理者養成講座実践編、これ4日間の研修でございます。それと、女性管理者養成講座、これ3日間の研修でございます。そして、株式会社ホリの1名の方、現場責任者のための労務管理講座、これは3日間の研修でございます。

以上、これが3名の受講内容でございます。

○委員長 小黒 弘君 水島美喜子委員。

○水島美喜子委員 結構日数もかかって、中身の濃い研修だったのかなと思っております。ぜひ職場のほうに生かしていただきたいと思うのですが、この中小企業大学校の受講料に関しましては、砂川が上限なしでの100%というふうにお聞きしておまして、ちょっと調べてみたのですが、たくさんありまして、振興局ごとに出ておまして、その中で、道内で上限なしで受講料100%というのが砂川市と、あと紋別市の2つだけだったのです。それで、非常にそういう意味ではトップレベルなのかなとも思うのですが、砂川市はこういう企業さんに対しまして人材育成ということに非常に力を入れているのだなと思っておりますけれども、この研修がどのように皆さんに周知をされているのかお聞きしたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 商工会議所のほうに「ななかまど」という会報紙がございます、こちらのほうに毎年掲載をさせていただいております。さらに、今年度におきましては出前講座がございます、商工会議所青年部ということで多くの方々のお話をする機会がございます、比較的小さい規模の企業から大きい企業も皆さんいらっし

やった中で、中小企業等振興条例の制度の説明をさせていただいた中で中小企業大学の受講料全額補助をしますという内容は周知させていただいていると、そのような状況でございます。

○委員長 小黒 弘君 水島美喜子委員。

○水島美喜子委員 わかりました。余り目につかないものですから、今まで受講されております企業というのは市内でも大手のところが多いのかなと思います。それで、私も講座の内容等とても興味がありまして、いろいろ見せていただきました。いろいろな業種があったり、また新人の方からベテランの方までの研修ですとか、女性向きとか、また非常に内容も豊富になっておりまして興味深かったです。ぜひ多くの方に受講の機会を与えていただくという意味からも幅広くもう少し周知をしていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長 小黒 弘君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 この受講料につきましては、先ほど委員さんおっしゃられたとおり、北海道でもトップレベルの助成でございますので、広く周知して活用していただけるよう今後は取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員長 小黒 弘君 部屋の中が大分暑くなっていますので、もし暑い方は上着を脱いでも結構です。

他にご発言ありませんか。商工費についてはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、次に進みます。16ページ、第10款教育費、第5項保健体育費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、18ページ、第12款諸支出金、第2項特別会計操出金について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、続いて歳入に入ります。8ページについて質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算の審査に入ります。
これより質疑に入ります。

歳入歳出一括して質疑ありませんか。

多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 やる内容に関しては大体わかってはいるのですけれども、このネットワークを構築していく事業ということで、規模とか範囲とか、将来的にはどのあたりまでというのをもしビジョンがあるのであれば教えていただければなと思うのですけれども。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 このシステムの範囲ということでございますが、市立病院の電子カルテの情報が中心ということでございます。その情報につきましては、市立病院が中心となりまして、市内の医療機関であったり、あと訪問看護ステーション、また介護事業所等でこの情報の共有を図ってまいりたいというふうに考えております。また、将来的にということでございますが、このシステムに関しましては市内の関係機関ということでございます。今お話ししたとおり医療機関、診療所とか、そのほかには歯科診療所、あと調剤薬局というようなところもございまして、介護事業所にはケアマネの事業所のほかに施設系の事業所もございまして、そういった事業所も含めてネットワークの構築を図ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 要はかかわりそうところは全部将来的にはやりたいというような感じで受けとめてよろしいのでしょうか。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 このシステム、26年度に構築しまして本稼働が27年度ということになります。参加される事業所につきましては今後お声をかけて、できるだけ多くの関係機関に参加していただいて、より効果的なネットワークシステムにしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 私も、今ほど多比良委員が質疑したところの、情報共有ネットワーク構築事業費補助金ということで今回計上されておりますので、この関係を聞かせていただきたいと思うのですが、今ほどの多比良委員の質疑を通しながら、ネットワークを構築していくという部分が市内の関係するところなのだなというのはある程度理解をさせていただきました。そこで、端的に言ったら、こういうネットワークをしていって基本的に市立病院の電子カルテを活用していきたいということなのですから、まずはこのネットワークを通して実施するというだけでは、こういったネットワークをやっていくに当たっての運用規定とか、いろんな部分というのはかかわりが出てくるかなと、恐らく市自体の中に

もあるかと思うのだけれども、この辺のような形でなっていくのか、この辺聞かせていただけないかなと思うのですが。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 運用規定につきましても今後定めていきたいというふうに思っておりますし、個人情報などにつきましても個人情報保護法が基本になろうかと思いますが、各省庁が定めておりますガイドラインというものもございますので、こちらに沿った形のもの、ルールづくりをこれから進めていきたいというふうに考えております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 運用に当たってのルールづくりということではこれからつくっていききたいということで、わかりました。ただ、26年度中には構築して平成27年度からはスタートしていききたいといったことでありますので、恐らくそのガイドライン、ルールについては、いろんな関係で使われているのもモデルにしながらつくっていくのかなという気はします。というのは、正直今年度中となると来年の3月末までなものですから、果たして時間的に含めて可能なかどうかという点についてちょっとわからない部分ありますので、この辺の意気込みを含めて考えがあるのだったら聞かせていただきたいなと思います。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 この市立病院のデータを、先ほども本会議でご説明したとおり、データセンターに送る、伝達する、そこまでは26年度、そして市内の関係機関が市立病院の情報を参照できるシステムの本稼働というのは27年度中に行いたいというふうに思っております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 私はてっきり27年度初めからもうスタートするのかなと思ったら、ではなくて、27年度中に本格的に稼働していきたい。ということは、稼働に当たっては平成27年度中においてもこの辺やれることもやりながら、それが準備でき次第稼働といったことで受けとめていいのかどうか、ちょっと確認で聞かせていただきたい。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 27年度中に市内の事業所が運用できる、利用できるシステムを構築してまいりたいというふうに考えております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 今の確認もさせていただいたので、先ほどの多比良委員の質疑を通しながら、答弁もありましたので、これから関係のある機関とか事業所とかも声をかけていくといったことがありますので、恐らく今の段階ではことここが全部一緒になってやっていきますよということではなくて、これから取りかかる部分もあるので、そのような状況も見ながらやっていくというふうに私は受けとめさせていただいたのですけれども、そういった形でよろしいのですよね。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 参加する事業所につきましては、これからお声をかけてまいるというふうに考えておりますが、例えば医師会であったり、歯科医会であったり、薬剤師会ですか、そういった上部の団体のある部分と、介護につきましてはそのような団体がございませんので個別にお声をかけていくような形になろうかと思いますが、いずれにしても市内の関係する団体、事業所にはお声をかけて、効果的なネットワークのシステムの構築を図っていきたいというふうに考えております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 大体わかってまいりました。そこで、先ほど市立病院の電子カルテを活用していきたいということですので、今回のこのネットワークというのは、基本的に市立病院にある電子カルテのデータをただ見るだけの話なのか、それを活用しながらこっちでもいろいろ記入して、双方向でやりとりがなっていくのかどうか。場合によっては、関係する患者さんというか、対象の住民の方を上手にみんないろいろ書いていってやっていくのか、その辺の……どのようなものなのかということなので、聞かせていただけないかなと思うのですが。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 基本的には市立病院の電子カルテ、検査の画像データも含めたものを参加される事業所が参照するというようなことが基本になろうかと思いますが、予算でも計上しましたように、タブレットの端末などを用い、またパソコンもそうなのですが、メモ機能を使いまして患者さん、利用者さんの状態を発信することが可能になりますので、その利用者さん、患者さんごとに1画面ずつ情報が集約されている。その中に病院のデータプラス訪問看護であったり訪問介護のスタッフの方の情報をアップして共有すると、そういったことも可能かと考えております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 少しずつ見えてきたのですけれども、そうするとタブレットも使いますから、対象の方のところに行っているいろいろやっていて、それはそれぞれ事業所とか機関のところに行って、そのメモリをそのままするのか、もしくはタブレットだから、要はデータ通信といったことも今回のネットワークの構築の中に入っていくのか、この辺がどのような状況なのか聞かせていただきたいのですが。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 事業者側からの情報の発信の仕方ですが、タブレットを使って、通信でありますと、その利用者さん、患者さんのお宅にお邪魔したときに通信でデータを伝送することも可能ですし、オフラインで入力しておいて、事業所に戻ってインターネットの使える環境で情報を発信するといったことも可能かと思っておりますので、そちらにつきましては事業所の判断で、訪問先で伝送するのか、持ち帰ってから伝送するのかとい

った違いはあろうかと思えます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 大体わかってきました。ある部分ではデータ通信を使いながら即座に対応していくということも考えられているということで、私は認識をさせていただきたいと思えます。

最後に、これは介護保険特別会計の中での部分で聞いておりますのであれですけれども、今回事業、補助金を含めて事業費があるわけですけれども、今後これをネットワーク構築に当たってはどんな日程で、要は入札だとか業者指名だとか、いろいろ今後かかわりが出てくるかと思うのですけれども、この辺は構築に向けてどのようなスケジュールでこれを完成させていくのか、わかる範囲でいいのですけれども、聞かせていただきたいなと思えます。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 介護保険の会計で計上させていただいた予算につきましてはパソコンとタブレットということになりますので、こちらの購入につきましては契約規則等に沿って今年度中に購入したいというふうに考えております。

○委員長 小黒 弘君 課長、タブレットとパソコンで何台ぐらいずつなのですか。

○介護福祉課長 中村一久君 パソコンが20台でタブレットが30台です。

○委員長 小黒 弘君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 平成26年度砂川市病院事業会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。

収入、支出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 小黒 弘君 以上で本委員会に付託されました議案第5号から第7号まで、第4号、第8号から第10号まで、第1号から第3号までの各議案の審査を全て終了しました。

これで予算審査特別委員会を散会します。

それでは、大変ありがとうございました。

散会 午後 2時51分

委 員 長